

「外国出願」に係る経費の2分の1を補助します

特許／商標／意匠／実用新案

（一社）青森県発明協会では、戦略的な海外展開をお考えの県内中小企業者等に対し、外国への出願に要する経費の一部を補助し、進出先での知的財産の権利化を支援します。

公募締切：令和5年9月22日（金）17：00必着

対象となる企業等

- ・ 県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループであること。
 - ※ みなし大企業は対象になりません。
 - ※ 地域団体商標の出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象になります。

対象となる出願

- ・ 申請書提出時点で、既に日本国特許庁に行っている出願（特許、商標、意匠、実用新案）であって、交付決定日から令和6年2月16日（金）までに外国特許庁へ同一内容の出願を完了できること。
 - ※ ジェトロと当協会で同一案件の併願（重複）申請はできません。

補助対象経費

- ・ 外国特許庁への出願手数料、代理人費用（現地・国内）、翻訳費用 等
 - ※ 全ての会計処理を令和6年2月16日（金）までに完了させる必要があります。
 - ※ 交付決定以前の着手に係る経費は、補助対象外です。

補助率・補助上限額

| | |
|-------|---|
| 補助率 | 2分の1以内 |
| 補助上限額 | 1企業あたり 300万円（複数案件の場合） |
| | 1案件あたり 特許出願 150万円 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願（冒認対策商標を除く） 60万円 冒認対策商標 30万円 |

交付決定までのスケジュール

| | |
|--------------|-------------|
| 令和5年9月22日(金) | 募集期限 |
| 令和5年10月 | 審査会・採択・交付決定 |
| 令和6年2月16日(金) | 事業完了 |
| 令和6年2月29日(木) | 実績報告書提出期限 |
| 令和6年3月 | 補助金交付 |

選定方法

- ・ 当協会が設置する審査委員会において採否を決定します。
- ・ 選定要件は次のとおり。
 - ①先行技術調査等の結果から外国での権利取得の可能性が否定されない出願であること
 - ②補助を希望する出願に関する権利を活用した事業展開を計画していること 等

申請方法

- ・ 詳細は、ホームページに掲載の公募要項を確認してください。
<https://www.aomori-ipc.jp/>
- ・ 申請書類をダウンロードし、添付書類とともに下記宛先へ郵送、E-mail 送信、または持参ください。
- ・ jGrants（経済産業省が運営する補助金申請システム）による申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。

その他

- ・ 採択された場合、申請者名、申請者所在地（市区）、交付決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について、特段のことわりなく公表されますので、予めご了承ください。
- ・ 当補助金のほか、模倣品対策に係る費用助成や、実際に海外で知財係争に巻き込まれた場合の訴訟費用の助成等、海外展開に係る知財面での様々な支援策があります。
特許庁HPにて「海外展開支援策」と検索し、詳細をご確認ください。

お問い合わせ・書類提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 青森県庁北棟1階
一般社団法人 青森県発明協会（担当：増富）
TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352
E-mail aomoipc1@jomon.ne.jp



当協会の「INPIT 青森県知財総合支援窓口」にて無料でご相談できます。
ぜひ事前にご連絡・ご相談ください。